

事業概要書

予算科目	款	1	項	1	目	4	中事業名	水洗化補助金事業		
事業名等	水洗化補助金事業							予算計上額	10,362 千円	
概要	<p>市内7つの下水道処理区では、川や海の水質保全を目的とする下水道が平成10年から開始されているが、現在、下水道への接続率は市全体で53.8%(R4末)と低い状況となっている。下水道接続率向上及び下水道使用料収益確保を図るため、未接続世帯への工事負担に係る一部軽減(補助金交付)を行う。</p>									
目的	<p>既存のくみ取便所や浄化槽の撤去、配管工事に係る費用負担が、接続にあたり大きなハードルとなっている。これらを改善するため、水洗化補助金制度を創設し、接続率の向上をめざす。</p>									
必要性	<p>接続率が向上すれば、使用料収益が確保され経営の改善につながる。また、川や海など水質保全にも寄与される。</p>									
計画	<p>令和6年4月～ 補助金制度開始(HP、広報しま、ケーブルTV、公式Line等で幅広く周知※随時) 令和6年7月～ 問合せ状況等確認後、補助金活用促進に係る各戸訪問の業務委託契約事務の流れ～ 申請書受付→申請内容確認→交付決定通知→工事完成後、申請書に基づき実績額を確定→対象者へ振込</p>									
実施期間	令和6年度～令和8年度(予定)									
効果	<p>接続率が54.0%(R5.10)から56.6%(R8末)まで向上する見込み (※補助金上乗せ効果は約1.7%)</p>									
SDGs 関連項目	<p>6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを守ろう</p>									

志摩市水洗化補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、公共下水道及び集落排水処理施設(以下「公共下水道等」という。)の整備の促進並びに環境衛生の向上を図るため、市が設置する公共下水道等へ排水設備を設置し、又は接続する者に対し、予算の範囲内で志摩市水洗化補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象工事）

第2条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす工事とする。

- (1) くみ取便所の便槽及び浄化槽の取壊し工事を伴う下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水設備の設置工事。ただし、取壊し工事により既存住宅が傾くなど生活環境に影響を及ぼすと認められる場合は、必要な汚染防止対策等を施した上で、取壊し工事を伴わない排水設備の設置工事を対象とすることができる。
- (2) 志摩市下水道排水設備指定工事店規程(令和2年志摩市上下水道事業管理規程第19号)第2条第2号に規定する下水道排水設備指定工事店が行う排水設備の設置工事

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、公共下水道等整備区域内において、既存住居のくみ取便所又は浄化槽から公共下水道等への接続を自らの負担で工事する者とする。

2 下水道事業の管理者の業務を行う市長(以下「管理者」という。)は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 市町村税に滞納がある者
- (2) 住宅又はその土地を借りている者で、所有者の承諾を得ていない者
- (3) その他管理者が補助金を交付することが適当でないとする者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付制限）

第5条 補助金の交付は、1戸につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、志摩市下水道条例施行規程(令和2年志摩市上下水道事業管理規程第18号)第4条第1項に規定する排水設備等設置確認申請書を提出するとき、志摩市水洗化補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事費の見積書
- (2) 補助対象工事平面図
- (3) 補助対象工事の着手前の写真
- (4) 市町村税の完納証明書等(滞納がないことを証明する書類)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定した上で、志摩市水洗化補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象工事の内容を変更するとき又は補助対象工事を中止しようとするときは、遅滞なく志摩市水洗化補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その可否を決定した上で、志摩市水洗化補助金交付変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、検査済証の交付を受けたとき、志摩市水洗化補助金実績報告書(様式第5号。次条において「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事費の領収書等の写し
- (2) 補助対象工事に係る施工前、施工中及び施工後の工事写真
- (3) 単独・合併処理浄化槽廃止届出書の写し
- (4) 撤去するくみ取便所の便槽又は浄化槽の清掃実施が確認できる書類

(領収書の写し等)

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 10 条 管理者は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、志摩市水洗化補助金交付額確定通知書(様式第 6 号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 交付決定者は、前条の規定による補助金交付額の確定の通知を受けたときは、志摩市水洗化補助金交付請求書(様式第 7 号)により管理者に請求をしなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに交付決定者の指定する口座に振り込まなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第 12 条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 管理者は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合で、既に補助金を交付しているときは期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までになされた第 6 条の規定による補助金交付の申請については、なおその効力を有する。

別表(第 4 条関係)

種 別	補 助 額
合併処理浄化槽を設置している建物	補助対象工事費が20万円以上の場合は20万円 補助対象工事費が20万円未満の場合は当該工事費の額
単独処理浄化槽を設置している建物	補助対象工事費が30万円以上の場合は30万円 補助対象工事費が30万円未満の場合は当該工事費の額
くみ取便所を設置している建物	補助対象工事費が50万円以上の場合は50万円 補助対象工事費が50万円未満の場合は当該工事費の額

備考 当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

事業概要書

予算科目	款	1	項	1	目	2	中事業名	ストックマネジメント事業		
事業名等	ストックマネジメント事業委託							予算計上額	97,900 千円	
概要	<p>効率的で効果的な施設の改築更新を計画的に行うことで事故の発生や機能停止を未然に防止し、ハード・経営の両側面において健全な下水道事業を運営する。</p> <p>志摩市下水道ストックマネジメント計画に基づき令和6-7年度継続事業として、神明浄化センター及びび的矢浄化センターの機械・電気設備の改築更新工事を、日本下水道事業団へ委託し、実施する。</p>									
目的	<p>志摩市では、公共用水域の水質保全と住民の快適な生活環境の保全を目的に平成10年度から特定環境保全公共下水道5処理区の供用を順次開始しているが、供用開始から約20年が経過し施設の老朽化が進んでいることから安全・安心な下水道事業の運営を目的に、計画的な施設の改築更新を目指す。</p>									
必要性	<p>効率的で効果的な施設の改築更新を計画的に行うことで事故の発生や機能停止を未然に防止することは、ハード・経営の両側面において健全な下水道事業の運営に必須である。</p>									
計画	<p>令和6年度～7年度 継続事業(下水道事業団委託)</p> <p>令和6年5月:下水道事業団との協定締結</p> <p>令和6年6月:入札</p> <p>令和6年7月:工事請負契約締結</p> <p>令和6年8月～令和7年6月:機器製作期間</p> <p>令和7年6月～令和8年2月:施工期間</p>									
実施期間	令和6年度～7年度									
効果	<p>志摩市下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の機能停止リスク改善率を0%(R6)から40%(R7)に向上させる。</p>									
SDGs 関連項目	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>14 海の豊かさを守ろう</p>									